

船員法の一部改正に係るQ & A集（修正版）について、ご案内

このたび国土交通省海事局運航労務課より標記につきまして来書ありましたのでご案内致します。

以上

平成21年4月17日

全国海運組合連合会

事 務 連 絡
平成21年4月8日

(社) 日本船主協会
日本内航海運組合総連合会
(社) 日本旅客船協会
(社) 日本外航客船協会
大日本水産会
全日本海員組合

} 御中

国土交通省海事局運航労務課

船員法の一部改正に係るQ & A集について

「船員法の一部改正について Q & A集」については、平成20年7月に作成し、改正船員法の施行に向けての周知のため配布したところですが、その後の状況の変化等を踏まえ、今般別添の通り修正版を作成致しましたので、ご査収願います。

なお、周知のためのご協力方、宜しくお願い申し上げます。

船員法の一部改正について

～ Q&A集 ～

修正版

平成21年4月
国土交通省 海事局 運航労務課

目次

I. 総論編

- Q 1. 船員法改正の背景と概要について教えてください。 1

II. 各論編

1. 労使協定による時間外労働の限度基準の設定【法第64条の2関係】

- Q 2. 労使協定による時間外労働時間の限度基準の設定について、その背景と概要を教えてください。 2
- Q 3. 労使協定による時間外労働の限度基準を定める告示について、概要を教えてください。 3

2. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付け【法第65条の3】

- Q 4. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 4
- Q 5. 制度改正によって、具体的にどのように休息時間を付与することが禁止されることとなるのですか。 5
- Q 6. この規制は、どのような船舶の海員が対象ですか。 6
- Q 6-2. Q 6の「所要の手続き」について教えてください。 6
- Q 6-3. 平水区域を航行区域とする船舶について、Q6-2の方法での確認を行わなかった場合は、どうすれば良いのでしょうか。 6
- Q 7. 休息時間中に短時間の手伝いをした場合でも、休息時間が分割されたことになるのですか。 7

3. 通常配置表の掲示の義務付け【法第66条の2、施行規則第44条の2】

- Q 8. 通常配置表の掲示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 8
- Q 9. 通常配置表には、具体的にどのような事項を記載すればよいのですか。 8

Q10. 通常配置表の掲示は、適宜書き込みや修正ができるホワイトボードのようなものを利用してもよいのですか。 10

Q11. 航海当直基準に基づく「航海当直予定表」と今回の改正による「通常配置表」の関係を教えてください。 10

4. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付け

【法第67条、施行規則第45条】

Q12. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 11

Q13. 改正に伴い、新たに船内記録簿の記載事項に追加された事項はありますか。具体的な記載例とともに教えてください。 11

Q14. 船内記録簿の写しを交付しなければならない時期及び交付すべき記録簿の範囲について教えてください。 12

Q15. 船内記録簿の写しの交付は、必ず船長が行わなければならないのですか。 12

5. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止 【法第83条】

Q16. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止について、その背景と概要を教えてください。 13

6. 年少船員の深夜休息の確保 【法第83条】

Q17. 年少船員の深夜休息の確保について、その背景と概要を教えてください。 14

7. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付け 【法第18条関係】

Q18. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 15

Q19. 航海命令従事証明書とは、どのようなものですか。 16

8. 雇入契約における航海命令の明示の義務付け 【法第32条、施行規則第16条関係】

Q20. 雇入契約における航海命令の明示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。 18

Q 2 1. 航海命令が出されていない平時の状況で雇入契約を締結しようとする場合、「航海命令により航海を行う旨」に関して明示すべき事項はありますか。 1 8

9. 施行期日・経過措置等

Q 2 2. 今回の船員法の改正事項の施行期日について教えてください。 . . . 1 9

Q 2 3. 今回の船員法改正の経過措置の考え方について教えてください。 . . 1 9

Q 2 4. 船員法が適用されている漁船についても、今回の船員法改正事項が適用されるのですか。 2 0

I. 総論編

Q 1. 船員法改正の背景と概要について教えてください。

A. 船員の確保・育成を進めるためには、船員の職業的魅力を高めていくことが必要ですが、陸上労働者と比較して時間外労働が約3倍となっているなど、船員の厳しい職場環境・労働環境が問題となっており、次代を担う若者が安心して船員という職業を選択できるような環境が形成されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、船員の労働環境の改善を図ること等を目的として、船員法の改正を行ったものです。

具体的な改正事項の概要は下記の通りです。

【1. 休息・健康の確保】

- ①船舶所有者に対し、1日の休息時間を3回以上に分割することを禁ずるとともに、2分割した場合における長い方の休息時間を6時間以上とするよう義務付けること。〔改正船員法第65条の3〕
- ②船舶所有者に対し、年少船員への付与を義務づけている9時間の深夜休息について、午前0時前後にわたる休息から、午前0時から5時までの間を含む休息に改めること。〔改正船員法第86条〕
- ③やむを得ない場合に認められている健康証明書を所持しない者の乗船を禁止すること。〔改正船員法第83条〕

【2. 労働条件の明確化】

- ①船長に対し、海員の船内における作業時間帯や作業内容を記載した通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておくことを義務付けること。〔改正船員法第66条の2〕
- ②船長に対し、船内で作成している労働時間等を記載した記録簿について、海員への写しの交付を義務付けること。〔改正船員法第67条〕

【3. 時間外労働の抑制】

- 労使協定による時間外労働について、その限度基準を国土交通大臣が告示で定めること。〔改正船員法第64条の2〕

【4. 航海命令の範囲拡大】

- ①今回、海上運送法第26条の改正によって、航海命令を発する際に国土交通大臣が航海命令従事証明書を船長に交付することとなったことを受け、改正船員法において、船長に対し、当該証明書を船舶に備え置くよう義務付けること。〔改正船員法第18条〕
- ②船舶所有者に対し、船員の雇入れに際し、航海命令による旨を明示するよう義務付けること〔改正船員法第32条〕

Ⅱ. 各論編

1. 労使協定による時間外労働の限度基準の設定【法第64条の2関係】

Q 2. 労使協定による時間外労働時間の限度基準の設定について、その背景と概要を教えてください。

A. 船員不足が顕在化しつつある中において船員を確保するためには、船員の労働環境を改善し、職業としての魅力を向上させる必要がありますが、平成18年船員労働統計調査・毎月勤労統計調査によると、船員と陸上労働者の時間外労働時間を比較した場合、船員（29.3時間）は陸上労働者（10.7時間）の約3倍となっており、相対的に長時間となっています。

さらに、「船員に係る労働契約・労働時間法制検討会」（平成19年3月15日最終とりまとめ）において行われた船員の時間外労働に関する実態調査（平成18年10月時点）によると、所定外労働の中で労使協定時間外労働が平均で83.6%を占めていることが明らかとなっています。

このような現状を踏まえ、時間外労働の抑制のためには労使協定時間外労働に係る対策を進めていくことが不可欠であることから、限度基準制度を導入することとしました。

- ① 労働時間の延長を適正なものとするため、労使協定時間外労働の時間の限度その他必要な事項について、国土交通大臣が告示で基準を定めること。
- ② 労使協定の当事者の労使は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が上記基準に適合したものとなるようにすること。
- ③ 限度基準の遵守に関し、国土交通大臣（及び地方運輸局長）が関係労使に対して必要な助言及び指導を行うこと。

Q 3. 労使協定による時間外労働の限度基準を定める告示について、概要を教えてください。

A. この告示は、労働時間の延長を適正なものとするため、船員法第64条の2第2項に基づき、労使協定時間外労働の限度について国土交通大臣が定めるものです（Q 2. 参照）。

具体的には、以下の二つの内容を定めています。

- ① 労使当事者は、労使協定を定めるに当たっては、その時間外労働を4週間当たり56時間以内とすること。
- ② 特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じたときに限り、労使当事者間において定める手続きを経て、法第65条の2に定める範囲内において、①の延長時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができること。

なお、「特別の事情」とは、国際航海に従事する船舶において、クーラー等の空調設備が故障した場合であって、寄港地に到着するまでの間に当該故障箇所を修繕しなければならない状態が生じた場合を指します。

2. 1日6時間以上の連続休息の確保の義務付け【法第65条の3】

Q4. 一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度において、一日当たり14時間及び一週間当たり72時間の総労働時間の限度が定められていますが（法第65条の2）、これまで休息时间に関する規定は定められておりませんでした。仮に、総労働時間の限度が遵守されているにもかかわらず、労働時間が細分化されていることにより、実質的に休息や睡眠等が十分に取れない状況が発生するおそれがあります。

このため、船員の労働条件の改善を図るため、今回新たに法第65条の3を追加し、船舶所有者に対し、海員に休息時間を1日について3回以上に分割して与えることを禁止するとともに、休息時間を2分割する場合における長い方の休息時間を6時間以上とすることを義務付けることとしました。

Q5. 制度改正によって、具体的にどのように休息時間を付与することが禁止されることとなるのですか。

A. 船員法では、1日の最長労働時間を14時間以内としなければならないため（法第65条の2）、1日の休息時間は10時間以上となります。

今回の第65条の3の休息時間分割規制は、この休息時間の10時間について、3回以上の分割の禁止及び2分割した場合の6時間以上の連続休息の確保を義務付けるものです。

したがって、上述の範囲を上回る休息時間を付与することにおいては、何ら問題はありませぬ。

休息時間の分割パターンの例と法第65条の3への適否

| 0 | 24時間 | <法第65条の3への適否> |
|---|------|---|
| | | ○(違反しない) |
| | | ○(違反しない) |
| | | ×(違反する) (いずれも6時間未満) |
| | | ×(違反する) (3回以上に分割) |
| | | ○(違反しない) (休息時間10時間については適法。その上で休息時間を追加することは可能。) |
| | | ×(違反する) (休息時間10時間について違法) |

Q 6. この規制は、どのような船舶の海員が対象ですか。

A. 法第65条の3の休息時間の規定は、海事労働条約の規定に基づき国内法化したものです。

当初は日帰り船や連続航行時間が24時間未満の船舶の海員は対象としないとしたところですが、これらの示す範囲に適確に答えにくい事態等が生じたこともあり、本条約の対象とならない平水区域を航行区域とする船舶のみに対して、所要の手続を行った上で休息時間についての指導対象としないこととしました。

Q 6-2. Q 6の「所要の手続」について教えてください。

A. Q 6の「所要の手続」として、労使協定又は就航航路予定表を地方運輸局等に届け出ることが必要です。当該協定又は就航航路予定表により十分な休息が確保されることが確認された場合には官庁印が押印されるので、船内に当該労使協定又は就航航路予定表を備置してください。

Q 6-3. 平水区域を航行区域とする船舶について、Q 6-2の方法での確認を行わなかった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A. 平水区域を航行区域とする船舶について、Q 6-2の方法での確認を行わなかった場合は、運航労務監理官による訪船監査等において、当該船舶において十分な休息が確保されていることが確認されることとなります。

Q 7. 休憩時間中に短時間の手伝いをした場合でも、休憩時間が分割されたことになるのですか。

A. 休憩時間の分割とは、何かの作業に従事することによって休憩時間が終了した場合を指し、自らの食器等の片付け等の手伝いを行ったからといって休憩時間が分割されるわけではありません。

3. 通常配置表の掲示の義務付け【法第66条の2、施行規則第44条の2】

Q 8. 通常配置表の掲示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度において、雇入契約の締結に際し、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示することとされています（法第32条第1項）。一方、船内業務における具体的な事項（シフト、業務内容等）については、船内における実際の労働条件を大きく左右する要因であるにもかかわらず、海員への明示は義務付けられていません。

このため、今般、新たに法第66条の2を追加し、船内において業務を指揮・統括する船長に対して、船内において海員が作業に従事する時間帯及び作業内容を記載した通常配置表を作成し、船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならないこととし、海員の労働条件の一層の明確化を図ることとしました。

(参考)

海事労働条約においても、「加盟国は、船内労働の取決めに關する表を船員が容易に利用することのできる場所に掲示することを要求するもの」とし、この表には少なくとも「海上及び港における業務の予定」及び「国内法令又は適用される団体交渉協約に定める最長労働時間又は最短休息時間」が含まれていることとされています（第2.3基準（規範A）第10項）。

Q 9. 通常配置表には、具体的にどのような事項を記載すればよいのですか。

A. 通常配置表に記載しなければならない事項は、施行規則第44条の2（新設）に定められており、具体的には

①海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

②海員の1日当たりの労働時間の限度及び1週間当たりの労働時間の限度について記載しなければならないこととされています。

【資料1】に記載例がありますので、参考にして下さい。

通常配置表 (〇〇丸)

| 職名 | 作業の種類 | | |
|------|-------|-------|-------------------------|
| | 時間 | 航海中 | 時間 |
| 甲板部 | 一等航海士 | 船橋当直 | 08-12 13-17 |
| | 二等航海士 | 船橋当直 | 08-12 13-17 |
| | 三等航海士 | 船橋当直 | 08-12 13-17 |
| | 甲板長 | 船橋当直 | 08-12 20-24 |
| | 甲板員A | 船橋当直 | 04-08 16-20 |
| | 甲板員B | 船橋当直 | 00-04 12-16 |
| 機関部 | 機関長 | 機関室作業 | 適宜 |
| | 一等機関士 | 機関室作業 | 08-12 13-17 |
| | 二等機関士 | 機関室作業 | 08-12 13-17 |
| | 三等機関士 | 機関室作業 | 08-12 13-17 |
| | 機関員A | 機関室作業 | 08-12 13-17 |
| | 機関員B | 機関室作業 | 08-12 13-17 |
| 事務部等 | 司厨長 | 調理業務 | 07-09 11-14 18-21 |
| | 司厨員A | 調理業務 | 07-09 11-14 18-21 |
| | 事務員A | 販売業務 | 09-13 14-18 |

～その他各種作業配置体制～

| 荷役作業配置 | |
|--------|------------------|
| 甲板上 | 一等航海士・甲板長・甲板員B |
| 船倉内 | 二等航海士・三等航海士・甲板員A |

| 出入港作業配置 | |
|---------|-----------------------|
| 船橋 | 三等航海士・甲板員B |
| 船首 | 一等航海士・甲板長 |
| 船尾 | 二等航海士・甲板員A |
| 機関 | 一等機関士・二等機関士・三等機関士・機関員 |

＜最大労働時間＞
 船員法では、海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間の限度は、それぞれ14時間及び72時間とされています(ただし、船舶の航海の安全を確保するために臨時の必要がある場合の労働時間を除きます。)

Q10. 通常配置表の掲示は、適宜書き込みや修正ができるホワイトボードのようなものを利用してよいのですか。

A. 法第66条の2の通常配置表の掲示は、海員が船内におけるシフトや業務内容等を船内で確認できるような措置を講ずることにより、海員の労働条件の明確化を図ることが趣旨ですので、必ずしも書面に記載して掲示する必要はなく、船内のホワイトボード等に必要事項を記載して掲示しておくことも可能です。

なお、いずれの方法を選択する場合であっても、船員室内などの海員の目に留まりやすい場所に掲示しておく必要があることに留意して下さい。

Q11. 航海当直基準に基づく「航海当直予定表」と今回の改正による「通常配置表」の関係を教えてください。

A. 現行の航海当直基準I2(5)に基づく「航海当直予定表」は、平水区域等以外を航行する船舶において、航海当直を行う船員を対象として、その業務に従事する時間帯や業務内容等を記載することを求めています。

一方で、今回の改正により措置された「通常配置表」は、船舶の航行区域や航海当直を行う海員であるか否かに関わらず、漁船や帆船等の一部の船舶を除く船舶において、船内で使用されるすべての海員を対象に、その業務に従事する時間帯や業務内容等を記載することを求めているものです。

したがって、「通常配置表」には自ずと航海当直基準に基づく「航海当直予定表」の内容が包含されることとなりますので、所定の事項を記載した「通常配置表」を作成・掲示すれば、別途「航海当直予定表」を作成・掲示する必要はありません。

4. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付け

【法第67条、施行規則第45条】

Q 1 2. 労働時間等を記載した船内記録簿の写しの交付の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、船長が労働時間、補償休日及び割増手当に関する事項を記載する帳簿を作成し、船内に備え置くことが義務付けられています（法第67条第1項）が、海員に対する写しの交付は義務付けられていないため、船員が自分の労働時間を確認するためには自ら記録しなければならない状況となっています。

しかしながら、長期間の乗船中に連続して勤務する船員に対して、このような負担を課すことは適当でなく、また、労働時間等は船員の労働条件の中でも最も基本的なものの一つであることから、船員が自らの労働時間が適切に記録されているかどうかを容易に確認できる手段を与える必要があります。

こうしたことから、労働条件の一層の明確化を図る観点から、今般、法第67条第2項（新設）において、船長に対し、海員に労働時間等を記載した帳簿の写し交付することを義務付けることとしました。

（参考）

海事労働条約においても、「加盟国は、（中略）船員の毎日の労働時間又は休息時間の記録を保持することを要求する」とし、「船員は、船長又は船長の委任を受けた者及び自己によって承認された自己に関する記録の写しを受け取る」こととされています（第2.3基準（規範A）第12項）。

Q 1 3. 改正に伴い、新たに船内記録簿の記載事項に追加された事項はありますか。具体的な記載例とともに教えてください。

A. 今回の改正において、法第65条の3が新設され、一日6時間以上の連続休息の確保の義務付けが制度化されたことに伴い、船内記録簿の具体的記載事項を定めている施行規則第45条を改正し、「休息時間に関する事項」として、

① 1日当たりの休息時間

② 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間を追加することとしました。

別紙に具体的な記載例を示しますので、参考にして下さい。

Q 14. 船内記録簿の写しを交付しなければならない時期及び交付すべき記録簿の範囲について教えてください。

A. 船内記録簿の写しは、海員から求められた場合に交付すればよいこととされています（施行規則第45条第2項）。

また、交付すべき範囲についても、施行規則第45条第1項に定められた船内記録簿の記載事項のうち、海員から求められた事項について、その写しを交付すればよいこととされています（施行規則第45条第2項）。したがって、例えば、月単位で帳簿をつけている場合で、海員から特定の1ヶ月分の帳簿の写しの交付を求められた場合は、該当ページのみを写しを交付すればよいことになります。

Q 15. 船内記録簿の写しの交付は、必ず船長が行わなければならないのですか。

A. 法第67条第2項では、船長に対して船内記録簿の写しの交付が義務付けられています。実際には必ずしも船長自ら交付する必要はなく、船長から委任を受けた海員又は陸上勤務の事務担当者が交付しても構いません。

ただし、船内記録簿の記載及び海員への交付は船長に対して義務付けられている事項ですので、船長以外の者が交付する場合であっても、船長の責任において適切に当該交付が行われる必要があります。

5. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止 【法第83条】

Q16. 健康証明書を所持しない者の乗船の禁止について、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませることを原則禁止していますが、やむを得ない場合には、この限りではないこととなっています（法第83条第1項ただし書）。この結果、現行制度においては、健康証明を全く有しない者の乗組みが可能となっていますが、このような者が潜在的な疾病等に罹患していた場合には、罹患船員が健康を悪化させるほか、感染症であった場合には他の船員をも発病させるリスクをもたらし、医療が困難で交代要員のいない海上において航行の安全に支障を及ぼすといった状況も想定されます。

このため、現行の法第83条第1項ただし書及び第2項を削り、有効な健康証明書を有しない者については乗組みを全面的に禁止することとし、船員の労働条件の改善と船舶航行の安全確保を図ることとしました。

（参考）

海事労働条約においても、「船員は、職務に従事するために医学的に適していると証明されない限り、船内で労働してはならない」こととされています（第1.2規則1）。

6. 年少船員の深夜休息の確保【法第83条】

Q17. 年少船員の深夜休息の確保について、その背景と概要を教えてください。

A. 現行制度においては、年齢18歳未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させることは原則禁止されています（法第86条第1項）。

しかし、この例外として、国土交通省令で定める場合（船舶が高緯度の海域にあって昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な作業に従事させる場合）においてこれと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して9時間休息させるときはこの限りではないこととされています（同項ただし書）。

このため、現行制度においては、船舶が高緯度海域にある場合等には、例えば午後3時直後から午前零時直後までを休息时间として与え、その後朝まで労働させることも認められていますが、このような不規則な休息時間は、年少船員の心身の健全な発達にとって望ましいとは言えません。

こうしたことから、今回法第86条第1項ただし書を改正して、船舶が高緯度海域にある場合等においても、一般的な陸上生活において、多数の人々が睡眠している時間である午前0時から午前5時の間を絶対的休息时间とし、この5時間を含む連続した9時間休息させなければならないこととすることにより、年少船員の心身の健全な発達を増進することとしました。

（参考）

海事労働条約においても、「18歳未満の船員の夜間の労働は禁止する」とした上で、「夜間の労働は、午前0時までを開始し、午前5時を経過した後に終了する少なくとも9時間を対象とする」こととされています（第1.1基準（規範A））。

7. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付け【法第18条関係】

Q18. 航海命令従事証明書の船内備置の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

- A. 船員法第18条では、船舶が航海する場合において、我が国の国内法上及び国際法上その船舶の保護及び海上交通の取り締まりの見地から、船長に対し、一定の書類（船舶国籍証書、海員名簿、航海日誌、旅客名簿及び積荷に関する書類）を船内に備え置くことを義務付けています。

今回、海上運送法が改正され、同法第26条第1項の規定による航海命令の範囲が国際海上輸送にも拡大されることとなりましたが、同航海命令は「災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合」に国土交通大臣により発令されるものであり、災害や政変、テロ等の非常時における緊急の人・物資の輸送を確保するための強制手段であるため、同航海命令により行われる航海は迅速かつ円滑に実施される必要があります。

しかしながら、当該航海に従事する船舶について、出入港手続、ポートステートコントロール等の沿岸国国内法令の執行過程においてその輸送が遅延する等の可能性も考えられることから、当該船舶が日本政府の命令により航海に従事しているものであることを対外的に表示することにより、このような場合においても、他国の出入港担当官、検査官等に対して、迅速かつ円滑な航海を確保するために適確な配慮がなされるよう要請するための手段を講じる必要があります。

このため、上記のような場合に証明書が活用されることを担保するため、海上運送法上、国土交通大臣が船長に対し、航海命令による航海である旨の証明書を交付することを義務付けるとともに、船員法第18条を改正し、船長に対して船内に備え置くことを義務付けている書類の一つとして当該証明書を追加することとしました。

Q19. 航海命令従事証明書とは、どのようなものですか。

A. 今般改正された海上運送法第26条第3項の規定により、国土交通大臣は、航海命令を行った場合、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付することとされています。

この証明書の様式は海上運送法施行規則第24条の2及び第5号様式に定められています。具体的な様式は【資料2】となっており、政府の命令により航海に従事する船舶である旨、命令の根拠条項、命令の発出日、命令を受けた事業者の名称等、航路、船舶、運送対象となる人又は物等が記載されることになっています。

【資料2】

航海命令従事証明書
Certificate of Vessel Engaging in Voyage
under Order of the Japanese Government

この証書が備え付けられた船舶は、日本国政府の命令により航海に従事する船舶であることを証明する。
迅速かつ円滑な航海が図られるべく、この船舶及びこれに乗船している者に対し適切な配慮がなされるよう、関係各位に要請する。

The Japanese government certifies that the vessel equipped with this certificate is engaging in voyage under the order of the Japanese government.
It requests all those whom it may concern to give the vessel and those who are on board proper treatment in order to ensure their prompt and smooth voyage.

| | |
|---|---|
| 1. 証明書番号 Certificate Number | |
| 2. 命令の根拠条項 Clauses Authorizing Order | 海上運送法（昭和24年法律第187号）第26条第1項 Marine Transportation Law, Law No.187 of 1949, article 26.1 |
| 3. 命令の発出日 Date of Order | 年 月 日 |
| 4. 命令を受けた事業者の名称、住所又は所在地及びその代表者 Name, Address and Representative of Operator Who Received Order | |
| 5. 航路 Route | |
| 6. 船舶 Detail of Vessel | |
| 船名 Name of Vessel | |
| 国際海事機関船舶識別番号/船舶番号 IMO number or Official Number | |
| 船種 Type of Vessel | |
| 船籍 Nationality of Vessel | |
| 総トン数 Gross Tonnage | |
| 所有者 Owners | |
| 7. 運送対象となる人又は物 Persons or Goods to Be Transported | |
| 8. 備考 Remarks | 本船舶に関し疑義がある場合には、別添表に記載のある日本国在外公館宛照会されたい。 If there are any questions about the vessel, please refer to the Japanese embassies and consulates listed in the attached papers. |

交付者 Authority 日本国国土交通大臣 ㊟
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan

交付日 Date of Issue _____年 ____月 ____日

8. 雇入契約における航海命令の明示の義務付け【法第32条、施行規則第16条関係】

Q20. 雇入契約における航海命令の明示の義務付けについて、その背景と概要を教えてください。

A. 現行の船員法第32条は、船員が労働条件を十分理解した上で雇入契約を締結することができるよう、船員の雇入契約の締結に際し、給料、労働時間その他の労働条件を明示することを船舶所有者に対して義務付けています。

航海命令は、公共の安全の確保に必要であって、自発的に航海を行う船舶運航事業者がない場合等に国土交通大臣から発出されるものであり、これに基づく航海は通常の商業航海とは大きく性格が異なることから、船員にとっては、当該航海が航海命令に基づく航海であるか否かは、労働条件と同等かそれ以上に重要な事項となると考えられます。

このため、雇入契約の締結に際し、海上運送法上の航海命令に係る航海である場合は、その旨を船員に対して明示することを船舶所有者に義務付けることとしました。

Q21. 航海命令が出されていない平時の状況で雇入契約を締結しようとする場合、「航海命令により航海を行う旨」に関して明示すべき事項はありますか。

A. 本規定は、実際に国土交通大臣から航海命令が出され、その命令に基づく航海を行うために船員との間で雇入契約を締結しようとする場合に、その契約の都度、「航海命令により航海を行う旨」を船員に対して明示することを求めるものであり、国土交通大臣から航海命令が出されていない平時の状況下において、将来的に航海命令が出された場合に当該命令に基づく航海を行う可能性があることを事前に予告する趣旨ではありません。

したがって、国土交通大臣から航海命令が出されていない平時の状況においては、航海命令に関する事項について何ら明示する必要はありません。

9. 施行期日・経過措置等

Q22. 今回の船員法の改正事項の施行期日について教えてください。

A. 今回の改正船員法については、日本船舶の確保と日本人船員の育成・確保を図り、安定的な海上輸送を確保することを目的とした「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」（平成20年法律第53号）において、海上運送法と一括して改正されていることから、施行時期についても海上運送法の施行と同時期の施行となっており、具体的には平成20年7月17日からの施行です。

ただし、船員法64条の2の労使協定時間外労働に係る限度基準制度については、平成21年4月1日からの施行となります。

Q23. 今回の船員法改正の経過措置の考え方について教えてください。

A. 今回の船員法改正に係る規定については、過去の船員法改正の例に倣って、以下の考え方によって改正船員法の規定の適用を一定期間猶予する経過措置が置かれています。

- ①法の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、原則として、当該航海が終了する日の翌日以降から改正船員法の規定が適用される。
- ②専ら国外各国間の航海に従事する船舶（例：第三国間輸送に従事している船舶、外国の港を基地にして操業している漁船等）については、施行日から起算して3ヶ月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日の翌日以降から改正船員法の規定が適用される。

ただし、法第18条の航海命令従事証明書の船内備置の義務付け及び法第32条の雇入契約における航海命令の明示の義務付けについては、航海命令を受けて船舶を運航する場合には、一旦寄港して、航海命令従事証明書の交付や雇入契約の明示を行ってから航海命令に基づく運送を行うこととなるため、上記の経過措置は適用されません。

Q24. 船員法が適用されている漁船についても、今回の船員法改正事項が適用されるのですか。

A. 船員法では、労働時間に係る規定について漁船は適用除外となっていることから（法第71条第1項第2号）、今般の改正事項のうち、時間外労働の上限基準の設定に係る規定や休息時間の確保等の規定は漁船に対しては適用除外となりますが、健康証明書の所持に係る規定（第83条関係）については、船員法適用対象の漁船に対しても適用されます。

なお、海上運送法改正による航海命令の範囲拡大に係る船員法の改正事項（航海命令証明書の船内備え置きの義務付け、雇入契約における航海命令の明示）については、航海命令の対象が海上運送法に基づく船舶運航事業者であり、漁船はその対象に含まれないことから、漁船に対しては当然に適用がありません。

